

令和4年広審第35号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年8月27日13時30分

愛媛県中島西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 5.0トン

登 録 長 12.10メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 4 2 3 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪、その前方に左舷側から魚群探知機、レーダー、ソナー、GPSプロッター、機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年8月27日 05時30分広島県竹原港の係留地を発し、中島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時45分前示釣り場に到着して遊漁を行ったのち、釣り場を移動しながら遊漁を続け、12時40分愛媛県青島付近の釣り場を発進して再び中島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、13時25分半少し前西中港A防波堤灯台（以下「A防波堤灯台」という。）から237.5度（真方位、以下同じ。）1.62海里の地点で、カイコノ鼻付近の釣り場に向けて針路を045度に定め、21.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、13時28分半A防波堤灯台から265度860メートルの地点に達したとき、周囲に他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催したが、間もなく釣り場に到着するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、居眠りに陥った。

a受審人は、居眠りに陥ったとき、右手で舵輪の右側を握っていたので僅かに右舵がとられ、緩やかに右旋回しながら中島西岸に向かって続航し、13時30分A防波堤灯台から220度310メートルの

地点において、Aは、船首が148度を向いたとき、原速力のまま、同岸の砂浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底部外板に擦過傷、プロペラ翼に欠損等を生じたが、のち修理され、釣り客6人が左母指末節骨開放性骨折、頭部打撲及び頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、中島北西方沖合において、カイコノ鼻付近の釣り場に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、緩やかに右旋回しながら中島西岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、中島北西方沖合において、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、カイコノ鼻付近の釣り場に向けて航行中、周囲に他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、間もなく釣り場に到着するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、緩やかに右旋回しながら中島西岸に向かって進行して同岸の砂浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客6人に負傷を負わせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月20日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾